

# 「香川県産花き取扱協力店」実施要領

制定：平成26年9月1日 26生流第40661号

一部改正：令和3年8月6日 3生流第29799号

## 第1 目的

香川県産花き（以下「県産花き」という。）を積極的に取扱う生花店を「香川県産花き取扱協力店」（以下「協力店」という。）として登録し、消費者の購入や利活用の機会を増やすことにより、県産花きの消費拡大につなげることを目的とする。

## 第2 協力店の要件

協力店は次の要件を満たすものとする。

- ① 県オリジナル品種などの県産花きを年間を通じて販売していること。
- ② 花き販売にあたって、県産花きの表示や説明ができること。
- ③ 年間を通じて営業する有人の店舗であり、量販店や複合商業施設においては、花きの専用販売スペースが設置されていること。

## 第3 協力店としての活動

協力店は、第1に定める目的に基づき、県産花きに表示を行うとともに、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ① 県産花きの消費者への情報発信など
- ② 県や県内花き生産者団体が行う研修会や県産花きの販売促進活動等への参加・協力

## 第4 協力店への支援

県は、協力店に対して次の支援を行うものとする。

- ①産地情報などの提供
- ②ホームページやイベントなどによる協力店の紹介
- ③県産花きの普及に係る広報資材の提供

## 第5 申請の方法

登録を希望する生花店は、協力店登録申請書（様式1）に必要事項を記入し、県に提出する。

## 第6 協力店の登録

県は、受理した申請書の内容を審査し、登録の要件を満たす場合に、当該生花店を登録し、協力店登録証（様式3）を交付するものとする。

## 第7 登録内容の変更

協力店は、登録内容に変更が生じた場合は、協力店登録内容変更届出書（様式2）に必要事項を記入のうえ、速やかに県に提出する。

## 第8 登録期間

登録期間は、協力店に登録された日の属する年度を含め2か年度とし、登録の更新は妨げないものとする。

## 第9 登録の取消

協力店が次のいずれかに該当すると認められる場合は、当該登録を取り消すものとする。

- ①協力店から協力店登録辞退届（様式4）の提出があった場合
- ②協力店が責務を果たすことが不可能と判断される場合
- ③その他協力店としてふさわしくない行為があった場合

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、協力店の実施に関し必要な事項については、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、令和3年9月1日から施行する。